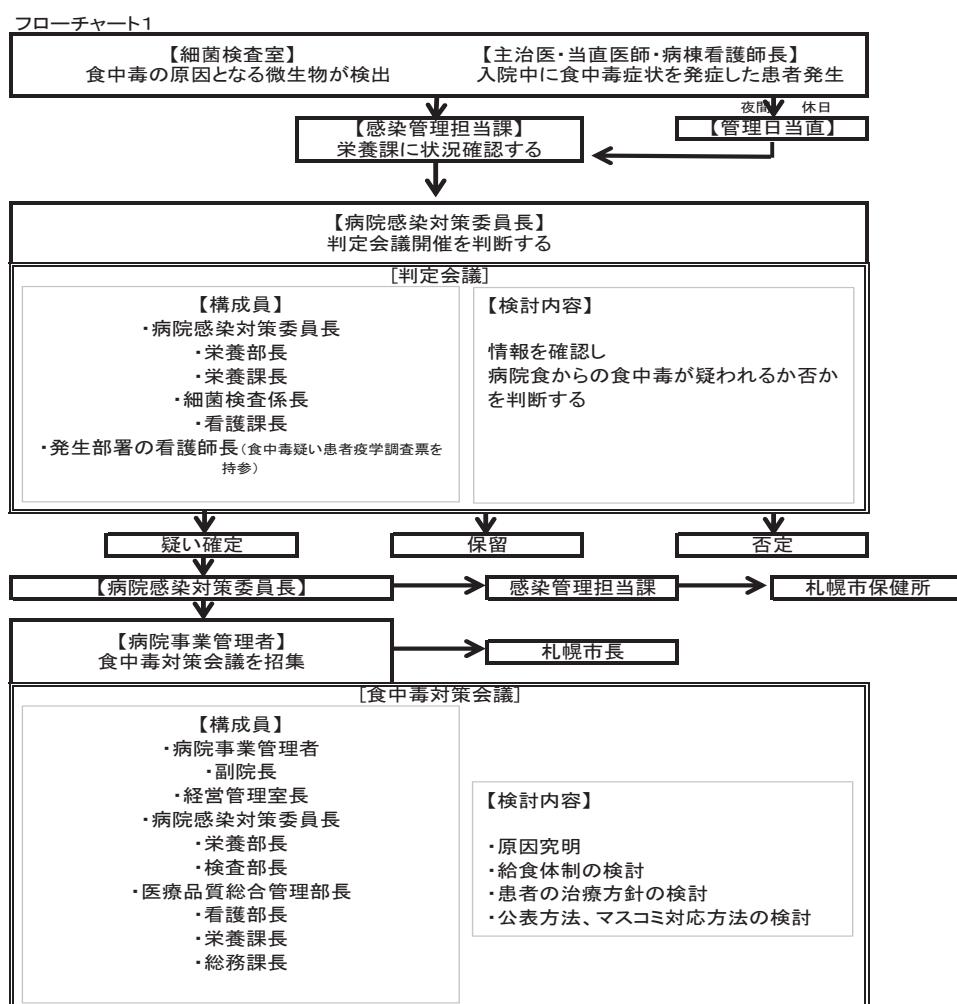


# 食中毒防止と発生時の対応

## 1. 疑い患者発生から判定会議まで フローチャート1

- 1) 疑い患者の発生は感染管理担当課が把握し、病院感染対策委員長が判定会議の開催を判断する
- 2) 判定会議で病院食からの食中毒が疑われるか否かを判断する
- 3) 病院食の食中毒と確定した場合、病院事業管理者が食中毒対策会議を招集する
- 4) 札幌市保健所への連絡は、病院事業管理者の指示で感染管理担当課が行う
- 5) 札幌市長への連絡は病院事業管理者が行う
- 6) 食中毒対策会議で札幌市保健所と協議のうえ、対策を決定する



## 書式1 食中毒疑い患者疫学調査票

## 食中毒疑い患者疫学調査票

提出日

日

月

年

月

日

病棟

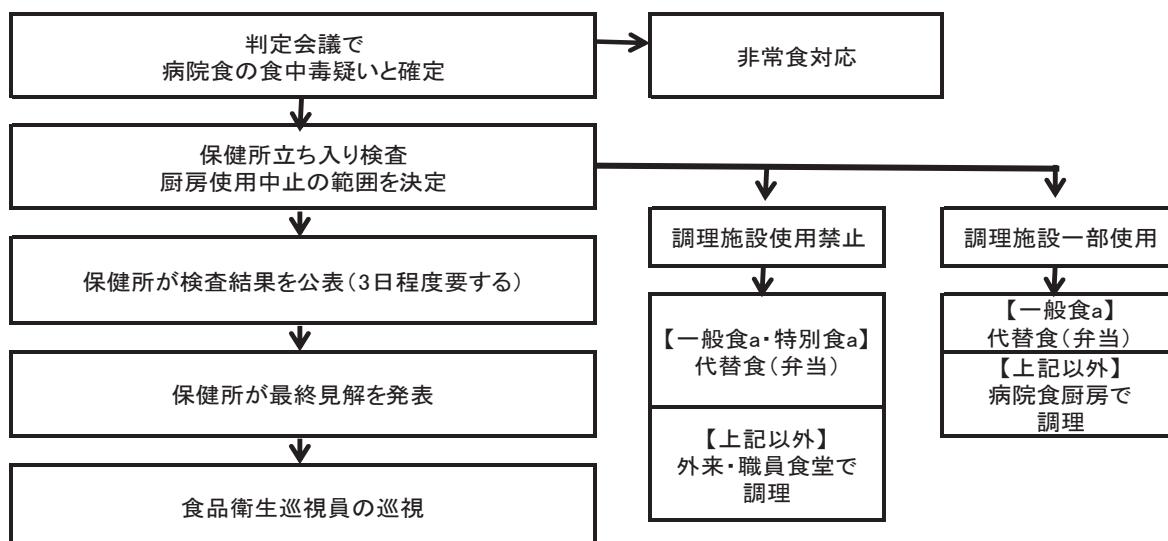
細菌検査結果

No.	患者氏名 生年月日 連絡先 患者名 (大・昭・平 才 年 月生) 電話	IDNo. 性別 男 女	初発日時 月 日 時 分 朝 昼 夕 時 分	喫食日時 (24時間分) 朝 昼 夕 時 分	喫食内容 順序	嘔吐 嘔氣 腹痛	下痢 有無	倦怠 有無	頭痛 有無	咽頭痛 有無	咳 有無	細菌検査結果
1												
2	患者名 (大・昭・平 才 年 月生) 電話	男 女	月 日 時 分 朝 昼 夕 時 分	朝 昼 夕 時 分	朝 昼 夕 時 分	朝 昼 夕 時 分	有無 時頃 ~ 特記事項 発現順序	有無 時頃 ~ 特記事項 発現順序	有無 時頃 ~ 特記事項 発現順序	有無 時頃 ~ 特記事項 発現順序	有無 時頃 ~ 特記事項 発現順序	
3	患者名 (大・昭・平 才 年 月生) 電話	男 女	月 日 時 分 朝 昼 夕 時 分	朝 昼 夕 時 分	朝 昼 夕 時 分	朝 昼 夕 時 分	有無 時頃 ~ 特記事項 発現順序	有無 時頃 ~ 特記事項 発現順序	有無 時頃 ~ 特記事項 発現順序	有無 時頃 ~ 特記事項 発現順序	有無 時頃 ~ 特記事項 発現順序	
4	患者名 (大・昭・平 才 年 月生) 電話	男 女	月 日 時 分 朝 昼 夕 時 分	朝 昼 夕 時 分	朝 昼 夕 時 分	朝 昼 夕 時 分	有無 時頃 ~ 特記事項 発現順序	有無 時頃 ~ 特記事項 発現順序	有無 時頃 ~ 特記事項 発現順序	有無 時頃 ~ 特記事項 発現順序	有無 時頃 ~ 特記事項 発現順序	
5	患者名 (大・昭・平 才 年 月生) 電話	男 女	月 日 時 分 朝 昼 夕 時 分	朝 昼 夕 時 分	朝 昼 夕 時 分	朝 昼 夕 時 分	有無 時頃 ~ 特記事項 発現順序	有無 時頃 ~ 特記事項 発現順序	有無 時頃 ~ 特記事項 発現順序	有無 時頃 ~ 特記事項 発現順序	有無 時頃 ~ 特記事項 発現順序	

## 2. 食事対応 フローチャート 2

- 保健所の指示に従い、調理業務を自粛又は停止する
- 業務自粛・停止の範囲に応じた緊急食の対応を行う
- 緊急食対応は、ご迷惑をおかけしている患者に不信感を与えないよう、円滑に質の良い食事を提供できるよう充分に配慮する
- 休日または、夜間に発生し調理業務自粛となった場合、朝食供給に支障をきたさぬよう管理当直者は総務課長と看護課長に応援職員要請の連絡を行う\*

フローチャート 2



1) 調理業務停止の場合(栄養科厨房の使用・厨房内食材・機材の使用を停止)

調理従事職員は外部職員との接触を禁止する

### (1) 非常食

給食内容	業務対応		搬入口	作業場所	病棟への運搬
【一般食】 【特別食】  ・パン 450 食 ・牛乳 450 食	発注	栄養科職員	地下 MRI 側出入り口	外来・職員食堂  朝食) 7:00~7:45 昼食) 11:00~11:45 夕食) 17:00~17:45	業務用エレベーター使用
	仕分	看護部  10名			
	運搬	看護部  10名			
	配膳	看護部  各病棟 3名			

※応援職員の連絡（食中毒が休日に発生し朝食準備をするための体制）

管理当直者⇒総務課長⇒総務課緊急連絡網にそって招集

看護課長⇒看護部課長職・係長職招集

集合場所 2F 総務課

## (2)代替食

給食内容	業務対応		搬入口	病棟への運搬
【一般食a】 常食・軟食 小児食・ケモ食 貧血食 【特別食a】 肝臓食・糖尿病食・肥満症食・脂質異常症食・腎臓病食・糖腎食減塩食 ・弁当	発注	栄養科職員  病棟ごとの食数で発注する 献立は指定しない	地下 MRI 側出入口	業務用エレベーター使用
	運搬	弁当業者		
	配膳	当院の委託職員あるいは 委託業者が手配した、当院 従事以外の委託職員 各階の下膳用ワゴンを使用		

## (3)外来・職員食堂での調理

外来・職員食堂はこの間営業を中止する

給食内容	業務対応		調理場所	搬入口	病棟への運搬
【一般食b】 5分食・流動食・離乳食 【特別食b】 慢性肺炎食・急性肺炎食 潰瘍食・嚥下食 経口流動食・低残渣食 胃切後食・扁桃腺術後食 アレルギー食・加熱食 ケトン食・各種検査食	発注	栄養科職員  病棟ごとの食数で発注する 献立は指定しない	外来・職員食堂	地下 MRI 側出入口から、業務用エレベーターを使用	業務用エレベーター使用
	調理配膳	当院の委託職員あるいは 委託業者が手配した、当院従事以外の 委託職員  各階の下膳用ワゴン、あるいは各階配膳室にある下膳用ワゴン、又は十分に消毒し保健所から許可を得た配膳車で行う。			
	食器	災害時用ディスポ食器			

## 2) 調理施設一部使用可の場合

給食内容	業務対応		調理場所	搬入口	病棟への運搬
【一般食a】 常食・軟食・小児食 ケモ食・貧血食  ・弁当	発注	栄養科職員  献立は指定しない		食品検収室	配膳車あるいは各階の下膳用ワゴン
	調理配膳	当院の委託職員あるいは 委託業者が手配した、当院従事以外の委託職員			配膳用エレベーター使用
【一般食b】 5分食・流動食・離乳食 【特別食a】 肝臓食・糖尿病食・肥満症食・脂質異常症食・腎臓病食・糖腎食 減塩食 【特別食b】 慢性膵炎食・急性膵炎食・潰瘍食・嚥下食・経口流動食・低残渣食・胃切後食・扁桃腺術後食・アレルギー食・加熱食・ケトン食・各種検査食	調理配膳	当院の委託職員あるいは 委託業者が手配した、当院従事以外の委託職員	病院厨房	食品検収室	配膳車(配膳車の使用が出来ない場合は特別食aを弁当とし、弁当業者が食各病棟へ搬入する)各階配膳室にある下膳用ワゴンで配膳を行う。
	食器	通常の食器(食器洗浄機・食器消毒保管庫の使用が出来ない場合は、災害時用ディスポ食器を使用する。)			配膳用エレベーター使用

## 3) その他

- ・ 代替厨房職員の手配は、調理業務委託会社で行なう
- ・ 代替管理栄養士は当院従事以外の委託会社管理栄養士とする
- ・ 選択食対応はしない
- ・ ディルーム(食堂)配膳はしない
- ・ 個別対応は必要最小限とする
- ・ 適温給食は厨房封鎖が解かれるまではできない
- ・ 小児のおやつ・胃切後分割食は、市販品で対応する

## 3. 保健所立ち入り検査

## 1) 食品衛生監視員による立ち入り検査

- (1) 発症患者の調査
- (2) 厨房職員の健康状態調査
- (3) 厨房の拭取り検査
- (4) 厨房職員の検便、手指の拭き取り検査
- (5) 保存食材などの細菌検査
- (6) 使用水の塩素濃度検査

## 2) 廉房使用中止の指示

全面使用中止か部分的かは食中毒発生の程度、病院の現状によって異なる

## 4. 当院の対応

### 1) 栄養科の保健所対応

#### (1) 保存食・食材などの提出

(原材料 調理済み食品ともに 50g以上を2週間冷凍保存)

#### (2) 最近1週間の献立表を用意する

#### (3) 使用水の塩素濃度検査結果を準備する

#### (3) 原材料の仕入先を明確にしておく

#### (4) 検査終了後、厨房消毒を行う(専門業者にあらかじめ依頼)

#### (5) 保健所指定の調査票を作成する

(6) 廉房使用停止の範囲、厨房職員の従事制限範囲によって、臨時給食体制を  
「厨房中止範囲別フロー」に沿って開始する

#### (7) 保健所の検査結果及び原因に関する見解を受けて、改善計画書を作成する

#### (8) 職員・環境検査が陰性であることを保健所に報告する

### 2) 立ち入り検査後の厨房消毒

総務課は厨房の消毒を指定業者に依頼する

### 3) 発症患者の経過確認

#### (1) 診療科部長・病棟看護師長は退院後に発症した患者の確認と入院措置をする

#### (2) 病棟看護師長は外泊患者の追跡調査を行う

#### (3) 診療科部長は、食中毒対策本部に患者の治癒報告を行う

### 4) 発症患者への対応、マスコミ対応

総務課は患者への説明とお詫び、マスコミへの対応について担当する

## 4. 食品衛生巡視員の巡視

病院側の改善計画、環境・職員の細菌培養検査陰性結果報告後、食品衛生巡視員の巡視が行われ終息を確認し、調理開始許可が出る。

## 5. 食中毒防止のための対策

### 1) 食材納品から調理、配膳まで

調理委託業者は「衛生管理仕様書」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」に従い業務を履行する。

### 2) 配膳後から喫食まで

- (1) 検査などで食事時間が遅くなる場合は、細菌の増殖を防ぐために各階配膳室の冷蔵庫で保管し、異物混入事故を防ぐために施錠する。配膳された食事は速やかに喫食する。
- (2) 配膳後 2 時間を経過した食事は喫食しない。
- (3) 検査などで配膳後 2 時間経過してからの食事となることが予想される場合は、事前に「検査待ち食」をオーダーする。
- (4) 透析で配膳後 2 時間経過してからの食事となることが予想される場合は、事前に「透析待ち食」をオーダーする。

緊急食対応の区分

想定事項	給食内容	業務対応	備考	一般食
				予想数 約310食
※完全封鎖 ※主にふき取り検査・腸内細菌検査の結果が出る前(およそ3日間程度)	一般食a・特別食 <sup>a</sup> 弁当対応(献立指定なし)	券注入 搬入 配膳	栄養科職員は各病棟別食数を各業者に連絡	常食 軟食 小児食 ケモ食 貧血食
	一般食b・特別食 <sup>b</sup> 献立に基づき、当院従事以外の委託職員が調理	食材手配 搬入 配膳	当院従事以外の委託職員は当院の管理栄養士が勤務でない場合は、当院従事以外の委託会社が業務を代行する。	五分食 流動食 離乳食
職員が従事できる場合 ※腸内細菌検査の結果が出て、ふき取り検査の結果が出来る前 ※厨房内の消毒が間に合わない場合	一般食a・特別食 <sup>a</sup> 弁当対応(献立指定なし)	券注入 搬入 配膳	栄養科職員は各病棟別食数を各業者に連絡	肝臓食 糖尿病食 脂満食 脂質異常症食 腎臓病食 糖尿病性腎症食 減塩食
	一般食b・特別食 <sup>b</sup> 献立に基づき、職員が調理	食材手配 搬入 配膳	当院従事の委託職員は業務用エレベーター使用	慢性膀胱炎食 急性膀胱炎食 潰瘍食 嚥下食 経口活動食 低残渣食 胃切除後食 アレルギー食 加熱食 各種検査食
職員が従事できない場合 ※厨房内消毒が終了し、職員から腸内細菌陽性者が多数出た場合 ※主にふき取り検査・腸内細菌検査の結果が出る前(およそ3日間程度)	一般食a 弁当対応(献立指定なし)	券注入 搬入 配膳	栄養科職員は各病棟別食数を各業者に連絡	発注 食品受取室 病院厨房
	一般食b・特別食 <sup>a・b</sup> 献立に基づき、当院従事以外の委託職員が調理	食材手配 搬入 配膳	当院従事以外の委託職員は当院の管理栄養士が勤務でない場合は、当院従事以外の委託会社が業務を代行する。	当院従事の委託職員は業務用エレベーター使用

## ● 安全確認が行われるまでの緊急食対応（厨房使用中止時の範囲別対応フローチャート）

想定事項	給食内容	業務対応	備考
※完全封鎖 ※主にふき取り検査・腸内細菌検査の結果が出る前(およそ3日間程度)	一般食a・特別食 <sup>a</sup> 弁当対応(献立指定なし)	券注入 搬入 配膳	栄養科職員は各病棟別食数を各業者に連絡
	一般食b・特別食 <sup>b</sup> 献立に基づき、当院従事以外の委託職員が調理	食材手配 搬入 配膳	当院の管理栄養士が勤務でない場合は、当院従事以外の委託会社が業務を代行する。
職員が従事できない場合 ※厨房内消毒が終了し、職員から腸内細菌陽性者が多数出た場合 ※主にふき取り検査・腸内細菌検査の結果が出る前(およそ3日間程度)	一般食a 弁当対応(献立指定なし)	券注入 搬入 配膳	栄養科職員は各病棟別食数を各業者に連絡
	一般食b・特別食 <sup>a・b</sup> 献立に基づき、当院従事以外の委託職員が調理	食材手配 搬入 配膳	当院の管理栄養士が勤務でない場合は、当院従事以外の委託会社が業務を代行する。

この条件下で、

- 当院従事の厨房職員が勤務できる時は、調理から配下膳まで当院従事委託職員が行う。
- 配膳車が使えない場合は、一般食<sup>a</sup>と特別食<sup>a</sup>と同一(調理施設が使える時と同じ)
- 食器洗浄機、食器消毒・保管庫が使えない場合は、食器は災害時用ディスク食器を使う。

配膳に使う機材  
配膳車、各階配膳用エレベーター前室の下膳用ワゴン  
トレー 予備分トレー100枚

## その他

- 選択食は対応しない
- デイルーム(食堂)配膳はしない
- 個別応対は必要最小限とする
- 適急食は厨房封鎖が解かれるまでできない
- 小児のおやつ・胃切分割食は市販品を利用する